

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに交付する。

令和2年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）<u>第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第15条第1項の規定により同項各号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、当該書類に記載された内容と二級・木造建築士免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号（法第4条第4項第4号に該当する者に限る。）に掲げる書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格したことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>次のア又はイに掲げる書類</u></p> <p>ア <u>法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと（同項第1号に該当する者にあつては、当該科目を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。）を証する証明書</u></p> <p>イ <u>法第4条第4項第3号に該当する者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類</u></p> <p>(4) <u>法第4条第4項第2号又は第4号に該当する者にあつては、第1号</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第1条 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）<u>第4条第2項又は第3項の規定により二級建築士又は木造建築士（以下「二級建築士等」という。）の免許を受けようとする者は、二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）に、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p>

様式の2による実務の経験を記載した書類（以下「実務経歴書」という。）及び第1号様式の3による使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する書類（以下「実務経歴証明書」という。）

- 2 法第4条第5項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項に規定する申請書に、同項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許を受けていることを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（登録事項）

第4条 略

(1)・(2) 略

(3) 二級建築士等試験の合格の年月日及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）

(4)～(6) 略

（二級建築士試験の方法）

第12条 略

2・3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この項において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 略

（木造建築士試験の方法）

第13条 略

2・3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した木造建築士試験（以下この項において「学科合格試験」という。）に引き続

- 2 前項の場合において、法第4条第3項の規定により二級建築士等の免許を受けようとする者は、前項に規定する申請書に外国の建築士免許を受けていることを証する書類を添えなければならない。

（登録事項）

第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）の合格の年月日及び合格証書番号（外国の建築士免許を受けた者にあつては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日）

(4)～(6) 略

（二級建築士試験の方法）

第12条 略

2・3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験に引き続いて行われる次の2回の二級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 略

（木造建築士試験の方法）

第13条 略

2・3 略

4 学科の試験に合格した者（他の都道府県知事が行った学科の試験に合格した者を含む。）については、その申請により、学科の試験に合格した木造建築士試験に引き続いて行われる次の2回の木造建築士試験に限り、学

いて行われる次の4回の木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回)の木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

5 略

(試験期日等の公告)

第14条 知事は、二級建築士等試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

(受験申込書)

第15条 二級建築士等試験(指定試験機関が法第15条の6第1項に規定する二級建築士等試験事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(当該科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。)を証する証明書(その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類)
- (2) 法第15条第2号に該当する者にあつては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (3) 法第15条第3号に該当する者にあつては、実務経歴書(第1号様式の2)及び実務経歴証明書(第1号様式の3)

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、第15条2項の受験申込書並びに同条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。

科の試験を免除する。

5 略

(試験期日等の公告)

第14条 知事は、二級建築士試験又は木造士建築試験(以下「二級建築士等試験」という。)を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項を公告する。

(受験申込書)

第15条 二級建築士等試験(法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)が同項に規定する二級建築士等試験事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、受験申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業したこと(同条第1号に該当する者にあつては、当該科目を修めて学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程を修了したことを含む。)を証する証明書(その証明書を得られない正当な事由のある場合においては、これに代わる適当な書類)
- (2) 法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (3) 法第14条第1号に規定する建築実務の経験を必要とする者にあつては、当該建築実務の経験を証する書類

2 略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 略

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

第1号様式 (第1条関係)

(日本産業規格A列4番)

(表面)

二級建築士免許申請書 木造			
注意 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。			
私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日			
香川県知事 殿		氏名 _____ ㊟	
ふりがな氏名	生年月日	年月日	写真貼付け欄
本籍	性別	男□ 女□	1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。
現住所	電話番号		2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した年	年	合格通知書日付
登録申請区分	1 学歴 □ 2 学歴+実務 □ 3 実務 □ 4 建築設備士 □ 5 外国の建築士免許 □		
学歴	学校名	学部名・学科名	入学・卒業(修了)年月
上記区分の1及び2の場合に記入			年 月 入学 年 月 卒業(修了)
実務経験	建築実務経験期間の合計	年 月	年 月 入学 年 月 卒業(修了)
上記区分の2及び3の場合に記入	詳細は、実務経歴書(第1号様式の2)のとおり。		
建築設備士	登録番号	登録年月日	
		年 月 日	
外国の建築士免許	免許名称	免許者名	資格認定書の年月日
			年 月 日

第1号様式 (第1条関係)

(日本産業規格A列4番)

二級建築士免許申請書 木造			
注意 1 数字は算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。 2 外国の建築士免許を受けた方は、試験の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。			
私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて、申請します。 私は、次の事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。 年 月 日			
香川県知事 殿		氏名 _____ ㊟	
ふりがな氏名	生年月日	年月日	写真貼付け欄
本籍	性別	男□ 女□	1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm横3.5cmの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをのりで貼り付けてください。
現住所	電話番号		2 貼り付けた写真は免許証に転写されます。
試験	二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した時期	年	合格通知書日付及び番号
			年 月 日・第 号
欠格事由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ あるときは、その日 年 月 日 4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。ある□ ない□ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。はい□ いいえ□		
※審査	手数料□ 写真照合□ 住民票□ 合格者名簿照合□ 欠格審査□ 名簿登録□ 電算入力□ 免許証発行□		
※受付番号	※登録年月日	年 月 日	※登録番号
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

(裏面)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日	ある□ ない□	年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪 を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなった日	ある□ ない□	年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定に より一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り 消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある□ ない□	年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を 受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定 により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り 消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止 の期間	ある□ ない□	年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業 務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができない状態ですか。	はい□ いいえ□	
※審査	手数料□ 写真照合□ 住民票□ 合格者名簿照合□ 学歴□ 実務□ 外国免許□ 欠格審査□ 名簿登録□ 電算入力□ 免許証発行□		
※受付番号	※登録年月日	年 月 日	※登録番号
香川県証紙欄 (消印してはならない。)			

第1号様式の2 (第1条、第15条関係)

(日本産業規格A列4番)

実務経歴書

- 注意 1 この実務経歴書は勤務先(自営業を含む。)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。
- 2 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。
- 3 虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

私は、^{二級}建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書(様式第1号の3)を提出します。

私は、次の事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 _____ ㊟

香川県知事 殿

勤務先等				
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月 ～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数			
建築実務の詳細			建築実務経験期間の合計	
			年 月	
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月 ～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等)				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月 ～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等)				
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月～年月	年月数
			年 月 ～ 年 月	年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務等)				
※登録機関記載欄				

第1号様式の3 (第1条、第15条関係)

(日本産業規格A列4番)

実務経歴証明書

年 月 日

香川県知事 殿

証 明 者 ㊤

住所・所在地

電 話 番 号

免許申請者との関係

下記の者が申請した^{二級}木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1 免許申請者氏名

2 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

- 注意
- 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書毎に作成してください。
 - 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明してください。
 - 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

第2号様式 (第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係)
略

第2号様式 (第3条、第5条、第6条、第7条、第10条関係)
略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第1条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる二級建築士試験又は木造建築士試験（以下「二級建築士等試験」という。）に合格した者について適用し、同日前に行われた二級建築士等試験に合格した者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前に行われた直近2回の二級建築士等試験のうちいずれかの二級建築士等試験の学科の試験に合格した者に対する改正後の第12条第4項又は第13条第4項の規定の適用については、なお従前の例による。